

特に舊國守前田利常公の産土神にして、社殿の造營神田及寄附品等頗る多し、明治十二年五月社殿火災にかゝりて焼失す、明治十四年七月郷社に列す、明治四十年十二月同所秋葉神社、諏訪神社、菅原神社、神明神社を合祀せり、建物は本殿、拜殿、幣殿、神饌所、中殿、社務所にして、境内二百拾四坪、官有地第一種あり。

例 祭 日 十一月廿一日

神饌幣帛料供進 明治四十一年四月八日
告示第百十六號

指 定 年 月 日 告 示 第 百 十 六 號

會計法適用 明治四十一年九月十九日
縣令第八十二號

氏 子 戶 數 二百十六戶
崇 敬 者 員 數 未 詳

○石川縣能登國鹿島郡金丸村

郷 社

宿那彦神像石神社

祭 神 少 彦 名 命

當社は延喜式内の舊社にして、神名帳考證に、今在蟲屋村赤衾アブヌマ産土神也、又新校に貞觀二年六月九日能登大穴持命宿那彦神像石神二前並列官社大穴持上能登生國玉比古神社是乎とあり、古老傳及社記に曰く、上古草昧の世國中妖魔殘賊多く、人民疾苦す、大己貴神少彦名神深く之を憂ひ給ひ、越の北邊より船にて此國に涉り、竟に諸妖を退治し、國內を平定し給ふ、而して神尙其餘孽の再び郷民を悩まさん事を恐れ、大己貴神は氣多崎に、少彦名神は此地に神靈を石に留め、以て後世迄守護し給へり、爰を以て人民漸く蕃殖し、山野開けたりと、崇神天皇の朝大己貴命の神靈を氣多崎に、少彦名神の靈石を當社に安置し、以て其高大深遠の神恩に報答し給へり、其の靈石傳へて、今尙存せりと是當社創立の起原にして、社號の依て起る所也、然るに、後世星移り物變り神威漸く衰へ給ひしかば、清和天皇貞觀二年六月九日棲井宿禰基繼を勅使として當社に參向せしめ、官社に

列せられ、崇敬最も厚く、此より社連日に月に盛大に赴き、宮殿壯麗諸般の結構宏大なりしが、中古數度の兵火に遭ひ社運遂に衰へ、今は全く其の舊觀を失せり、當社往昔より宿那彦神像石神社と稱へ來たりし所、明治六年六月金丸社と改稱村社に列し、明治十年三月氣多神社攝社に列せられ、更に宿那彦神像石神社と復稱し、十三年三月郷社に列す、尙社内に氣多神社御着石として鳥居の内左側にあり。

建物は本殿、拜殿、神饌所、手洗舎等あり、境内二百十坪、官有地第一種を有し、松杉茂り、神池釣瓶塚、鳥居塚等其の近傍に散在し、共に其の古跡を留む、後方眉丈山の麓にして老樹蒼生し神域として尊崇すべし。

例 祭 日 七月九日

神饌幣帛料供進 明治四十一年四月八日
指 定 年 月 日 告 示 第 百 十 六 號

會計法適用 明治四十一年九月十九日
縣令第八十二號

氏 子 戶 數 五十六戶
崇 敬 者 員 數

○石川縣能登國鹿島郡南大呑村大字山崎

郷 社

阿良加志古神社

祭 神 加志比古神

宿那彦神像石神社 祭神少名比古神

神體は檜の御木像なる由延喜式内の古社にして、神名帳考證に祭神阿羅斯等也とあり、神祇志料に能登國阿良加志古神社は今山崎にありと記せる神社にして、大呑六合の總社也、熊淵山小字生出は祭神阿良加志古神の生地なりと、其鎮座の由來は當神年老いし頃當所熊淵に大熊住み、庵小字に毒蟲及び妖鳥棲みて郷民を害す、翁之を除かんとする意あり、一日海邊に或神來る、而して黒崎東濱の沖より小舟に乘じ着ありしかば、翁先づ神と謀りて其意を達し、遂に之を亡ぼして、士民を安堵せしめたり、其れにより神として祭れるなりと云ふ